

日本歯科医学会  
第78回評議員会 議事録

平成19年7月23日（月）

# 日本歯科医学会第78回評議員会議事録

- 日 時 平成19年7月23日（月）  
午後2時開会、同5時24分閉会
- 場 所 東京都千代田区九段北四丁目1番20号  
新歯科医師会館 大会議室
- 出席者 評議員 歯科基礎医学 山口 朗 外51名  
役 員 学会会長 江藤一洋 外25名

## ○会議の成立

○議長（伊藤公一君） 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ご着席願います。評議員の先生方、お忙しいところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。これより氏名点呼を行います。事務局、点呼をお願いいたします。

〔事務局氏名点呼〕

○事務局 議長にご報告します。評議員総数55名中、出席評議員52名、欠席評議員3名、以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ただいま事務局より報告されたとおり、評議員総数55名、出席評議員52名、欠席評議員3名でございます。したがって、日本歯科医学会規則第18条により本評議員会は成立いたしました。ただいまより第78回評議員会を開会いたします。

なお、本日予備評議員の方々をご出席されておられます。3番の池見評議員、16番の荒川評議員、34番緒方評議員、46番紺野評議員、47番船越評議員、以上の方々でございますが、以上の方々は事前に通知がありまして、事務手続が済んでおりますことをご報告申し上げます。

また、会場の座席席順につきましては、1年ごとに最前列から3学会ずつ移動することが申し合わせ事項になっております。したがって、今年度は日本歯科麻酔学会が先頭席次となっております。ご了承願います。

もう1点ございます。本日カメラクルーが議場に入っております。これは前回同様、本評議員会の会議運営の様様を日本歯科医学会専用ホームページに掲載するための撮影をお願いしているものでございますので、ご了承願います。

## ○開会の辞

○議長（伊藤公一君） それでは、日程に従いまして開会の辞を黒崎副会長をお願いいたします。

なお、机上に配付されております日程差し替えというものが多分あると思いますので、それに従いまして進めることをご了承願いたいと思います。

それでは、黒崎先生、よろしくお願いいたします。

○黒崎副会長 本日、梅雨明けがもう間近というところになったかと思いますが、大変蒸し暑い中を、またお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は本年度第1回の定例評議員会でございます。既にお手元にご案内のとおり、本日の議題として、平成18年度学会会計収支決算、それから平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算、さらに専門分科会への加入に関する件、それから認定分科会への登録に関する件、さらに日本歯科医学会規則の一部改正、及び日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正に関する件が議案として上程される予定になっております。いずれも大変重要な案件でございますので、先生方にはどうぞ慎重な審議をいただきますように、よろしくお願いいたします。

今回第78回ということになりますが、この評議員会の開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

### ○議事録署名人の指名

○議長（伊藤公一君） 日程に従いますと、議事録署名人の指名でございますが、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

〔「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ただいま「議長一任」の声がございましたので、議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

29番西巻評議員、よろしくお願いいたします。もう一方、53番仲佐評議員。以上2名の評議員の先生方をお願いいたします。

ここで議場にお諮りいたします。日程では物故会員に対する黙祷となっておりますが、日程を一部変更いたしまして、日程6. 報告に入りまして、(4)理事の選任(変更)についてのご報告をお願いいたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、日程を変更いたしまして、報告事項に入ります。

### ○報 告

○議長（伊藤公一君） それでは、日程6. 報告の(4)の理事の選任(変更)についてのご報告を住友総務理事よりお願いいたします。

○住友総務理事 総務理事の住友でございます。それでは、報告事項(4)理事の選任(変更)について報告申し上げますが、お手元の資料がございます。通しページで54でございます。後ろから2ページ目になります。資料番号を右上に4と振っておりまして、下に54ページの数字が入っております。お開きください。理事の選任(変更)でございますが、日本歯科医学会規則第9条第3項の規定に基づきまして、日本補綴歯科学会並び

に日本顎関節学会から指名理事の変更がございましたので、報告いたします。なお、任期は、学会規則第9条第5項の規定によりまして、平成21年3月31日まででございます。日本歯科医学会役員（理事）として、日本補綴歯科学会から平井敏博先生、日本顎関節学会から覚道健治先生がそれぞれ指名変更されておりますので、報告いたします。

なお、日本歯科医学会規則第9条第4項の規定によりまして、日本補綴歯科学会指名理事の平井先生が常任理事ということに江藤学会長より指名されておりますので、あわせてご報告いたします。以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。以上ご説明のとおり、日程6．報告(4)理事の選任（変更）についてのご報告をいただきました。

それでは、引き続き、新しく理事になりました先生方のご紹介を住友総務理事よりお願いいたします。

○住友総務理事 それでは、平井敏博先生をご紹介申し上げます。平井先生、恐れ入りますが、お立ちください。日本補綴歯科学会より日本歯科医学会理事として指名されました平井先生は、日本補綴歯科学会の理事長でございますと同時に、北海道医療大学の教授でございます。平井先生、どうぞよろしくをお願いいたします。

○平井常任理事 よろしく申し上げます。（拍手）

○住友総務理事 続きまして、覚道先生のご紹介を申し上げます。覚道先生、よろしく申し上げます。日本顎関節学会より日本歯科医学会理事として指名されました覚道先生は、日本顎関節学会の理事長でございますとともに、大阪歯科大学の教授でいらっしゃいます。覚道先生、どうぞよろしく申し上げます。

○覚道理事 よろしく申し上げます。（拍手）

○住友総務理事 以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

### ○物故会員に対する黙祷

○議長（伊藤公一君） 続きまして、日程3に従い、物故されました会員の方々に対し弔意を表し、黙祷をささげたいと存じます。ご起立願います。それでは、ご冥福をお祈りし、黙祷をささげます。

黙祷。

〔総員起立、黙祷〕

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。ご着席願います。

### ○挨拶

○議長（伊藤公一君） 引き続きまして日程4．挨拶に入ります。江藤会長、ご挨拶をお願いいたします。

○江藤会長 江藤でございます。本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。歯科医学会の現状、それからもろもろの施策の進捗状況、それ

から今後の展望につきましては、会長報告のところで詳しくご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

次に日本歯科医師会会長・大久保満男先生にご挨拶をいただきたいと存じます。それでは、大久保会長、ご挨拶をお願いいたします。

○大久保日本歯科医師会会長 先生方、こんにちは。本日は日本歯科医学会第78回評議員会の開催、まことにご苦勞さまでございます。梅雨が明けそうで明けないという歯科界の現状を象徴しているような天候でありますけれども、私どもも何とかこの歯科界の曇り空を吹き飛ばしたいと、そういう思いで頑張っております。

歯科医学会とは、私ども執行部が発足して直後の5月の湘南合宿以来、緊密な連絡をとりながら、さまざまな事業展開にご協力をいただいております。私がいま思い出す一番象徴的な出来事は、来年の4月から始まる後期高齢者の医療制度は、私は最初から厚労省はここに全精力を注いでくるであろうと予測しておりましたが、その予測はほぼ間違いがないというふうに、いま進行しつつあります。私はいつも申し上げているんですが、新しい制度に私たちが乗るときに、背中を押されるようにして無自覚に何にも考えずに乗って流されるというのが一番まずい選択であります。その制度を批判的に見ながらも、なおかつ自覚的にどうその制度に乗っていくのかという考え方、戦略が必要だというふうに常々思っておりました。冒頭まず特別部会というのができまして、ここで歯科のヒアリングをするということが私どもの働きかけで決定いたしました。ただし、これは歯科医師会の代表ではない、あくまでも在宅をやっている経験者からということで、米山先生にお願いしました。しかし、私どもも、さらに米山先生も、プレゼンテーションにかかわる資料に関しては、自分個人の意見を持っていくわけにいかないということで、歯科医師会の役員と、それから学会のそれに関連するさまざまな部会のたしか8名くらいの先生方に急遽夜お集まりいただいて、そして米山先生のプレゼンテーションのための資料をみんなで見ながら、ここがだめ、あそこがいい、ここはこういう表現にしたほうがいいのかということを随分遅くまでかかって議論しまして、それで米山先生が自分の資料を全部手直しして、ぎりぎり前日にその資料ができ上がるという状況を見て、私は、学会と、そして私ども歯科医師会との連携の1つの象徴的な出来事として、うまくいっているなというふうに思っておりました。

おかげさまで、ご承知のように、特別部会の中間報告に「歯科医師」という文言がきちっと入り、さらにまた「全身の健康管理に必要な口腔ケアを含めた口腔管理」という言葉が1行入ることができました。さらに名古屋にあります国立の健康長寿医療センターで、在宅を中心にした医療連携のシステムを全部議論するんだと。この議論の結果が、私は新しい制度にかなり生かされてくるというか、むしろこれを中心に制度がつくられるというふうに考えておりましたけれども、ここの親委員会にも私どもの池主常務理事

が1名最初から入ることができました。さらに在宅診療のグランドデザインを初め人材の育成まで4つの部会がありますが、そこにもすべて私ども歯科医師会あるいは学会のほうからも入っていただくということで、4人の先生方がすべてこの専門部会に入って、ここで多分月に2回か3回ぐらいのハイペースで、10月までの間に議論がすべて終了するというふうに聞いております。それも私どもの歯科医師会と学会との連携がうまくいった例だろうと思います。

しかしながら、そうは言っても、まだまだ私どもに課せられた課題はたくさんございます。来年の診療報酬改定というのは、正直に申し上げて、日本歯科医師会にとって一番最初の高いハードルであります。乗り越えなければならない、私ども執行部にとって最初のハードルであります。これは学会の協力なくしては、つまり私どもが幾ら歯科医師会としての政策を主張しても、必ず厚労省はそのEBMを求めてまいります。それをしっかりと学会につくっていただいて、そして学会と歯科医師会がそれぞれの役割を分担しながら、結果としては歯科界に明るい未来をもたらすような政策を私どもとしてはつくってまいりたいというふうに思っております。

いま選挙で大変なときでありまして、私も大変申しわけないんですが、これから1つインタビューがあつて、その後、千葉に応援演説に出かけます。それから土曜日は奈良に行つてまいりまして、あしたは地震のお見舞いに新潟に行き、水曜日は岡山にまた選挙の応援に入ります。連盟がいま石井選挙で大変な思いをしておりますので、私は自民党からの要請に応じて、3日ほど前にも安倍総理から直接携帯に電話が入つて、大変なところをちょっと回っていただきたいというお願いをいただきましたので、私は連盟のかわりに少し外を回りたいというふうに思っておりますので、ご挨拶をさせていただいたら、退席することをお許しいただきたいと思っております。

これからも私ども歯科医師会としては、しっかりと政策を掲げる。誇りを持って歯科医師会としての歩みを進めてまいりたいと思っております。何とぞ学会の先生方におかれましては、学問的なサポートをぜひともよろしくお願い申し上げたいということをご心からお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

続きまして、2008年に開催予定の第21回日本歯科医学会総会の会頭でいらっしゃいます大塚・兵衛先生にご挨拶をお願いいたします。

○大塚第21回日本歯科医学会総会会頭 こんにちは。第21回の日本歯科医学会総会を担当しております日本大学歯学部でありますけれども、代表しまして、ご挨拶申し上げます。

大分時間も進んでまいりまして、この夏にはいよいよメインの学術大会の中身を、先生方所属の各学会のほうと相談いたしながら、まとめていきたいという段階に入つてま

いりました。来年の秋でございますけれども、いま歯科医師会長も気になさっておりますが、梅雨空ではなくて、明るい兆しが見えるような学会を展開できることを願っております。そのようなテーマで頑張っていきたいと思っております。詳細につきましては、本日、後ほど松村事務局長のほうから資料の48ページ以降の進捗状況等について報告をさせていただきます。一段とご協力をお願いするということで、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

### ○来賓挨拶

○議長（伊藤公一君） 続きまして、日程5. 来賓挨拶に移りたいと存じます。日本学術会議会員を代表いたしまして、渡邊誠先生にご挨拶をお願いいたします。先生、よろしくお願いたします。

○渡邊日本学術会議会員 来賓としてお招きいただきまして、江藤会長初め大久保日本歯科医師会会長に御礼を申し上げたいと思います。私は第20期の日本学術会議会員を拝命しております東北大学の渡邊でございます。評議員の先生方が一部変更になったというふうに先ほどご案内がありましたので、簡単に学術会議の現状を報告させていただきますと思います。

第20期の学術会議は第19期と大分変わりました、総合科学技術会議、それから日本学術会議ということで、学問のあり方をその2つの会議が車の両輪としてリードしていかうではないかという形で脱皮したのが、第20期の学術会議というふうに申し上げておきたいと思います。

それからもう1つ大きく変わったところは、この学術会議会員は3名であります。私、それから鶴見大学歯学部の瀬戸教授、それから大阪大学の米田教授であります。この3名のほかに約50名の連携会員がおりまして、この連携会員ともども学術活動を行っているというのが現在であります。

学術会議本体の活動は第一部、第二部、第三部という3部構成でありますけれども、その活動に関しては、学術会議から毎月発信されますニュースレター等々あるいはホームページで公開されていますので、ぜひそれを参考にさせていただきたいというふうに思います。近々の話題としては、「夏部会」という医療部会を開催することになっておりまして、7月30日と31日に札幌で、我々が属しています生命科学に関する第二部会が開催されることになっております。そこにおいては、禁煙に関する話題として、歯学領域から選ばれています瀬戸教授が講演する予定になっているということであります。

私は歯学分野等々の学術活動に関して最近の活動の方向を簡単にご紹介して、挨拶にかえたいと思います。歯学分野・歯学領域の中に4つの分科会がありまして、私が所掌しているのは臨床系歯学分科会、それから歯科医学教育分科会であります。さらに瀬戸先生は病態系歯学分科会、それから米田教授のほうは基礎歯学系分科会ということで所

掌しています。我々のほうで今、歯学教育分科会として「歯学教育の現状と将来」ということで、11月中に学術会議講堂を使ってシンポジウム等々を行いたいというふうに企画している最中であります。それから臨床系歯学においては、「高齢社会のニーズに応える歯科医療」、どこの会に行っても、歯科領域は高齢社会に対して対応していないということが方々で言われております。これは教育を含めてであります。そんなことで、「高齢社会のニーズに応える歯科医療」ということが第1点、それから「小児、青少年期の健康な口腔の育成」ということで、そういったところでシンポジウム等々を開催していきたい。この2つのシンポジウム等々に関しては、学術会議独自で行うこと、それからさらには、きょうお集まりになっている日本歯科医学会の分科会の学会協というところとも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

歯科界が極めて混沌とした状況にありますので、我々も日本歯科医学会ともども一致団結して新しい方向へと向かいたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。（拍手）

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

### ○ 報 告（続）

○議長（伊藤公一君） それでは、日程6. 報告に入りたいと存じます。まず一般会務報告を住友総務理事よりお願いいたします。

○住友総務理事 資料の1①でございます。資料の通しページ11から始まります。そして資料の47ページまでございます。非常に多くの報告事項がございますので、かいつまんでお話をさせていただきます。

まず11ページでございますが、平成19年1月19日、すなわち前回の第77回評議員会以降の会務報告でございます。1月19日に第77回の評議員会を開催いたしまして、第1号議案から第5号議案までを審議いたしました。

それからその次のページ、12ページでございますが、2月9日に第10回の常任理事会を開催いたしまして、ここに掲げております事項についての協議をいたしました。後々同じことが出てまいりますけれども、これは委員会機能に諮問としてお願いしたものについての中間報告もしくは答申に基づいて多くの協議がなされております。例えば「歯周病の診断と治療のガイドライン」でございますが、改定検討部会の運営等につきまして協議をしておりますし、「有床義歯の調整・指導及びブリッジの適応症と設計並びにリベースのガイドライン改定検討部会」、それから皆さん方にもお願いいたしました歯科診療報酬の評価・再評価の希望書、提案書への対応というもの、それから後ほど別添資料でお渡しいたしますが、歯科医療機器の産業ビジョンを作成するというもの、それからきょうの協議事項でございます診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に対する協力で、委員会の設立をいたしております。

次の13ページは省略いたしまして、14ページ、3月9日に第11回の常任理事会を開催

いたしました。ここでは歯科医療協議会の設置についての協議をし、それから後ほど議案として提出させていただきますが、認定分科会登録申請に関する公示について、それからタイのロイヤルデンタルカレッジとの学術交流協定の締結について、これは協定書ができておりますので、後ほどご紹介させていただきます。

次に15ページまで飛びますが、年度が変わりまして、4月16日に第1回の常任理事会を開催しまして、ここに上がっています事項について協議いたしました。理事の業務分担についてというところでは、理事の方々にどのようなものをしていただくかということの確認でございます。また専門分科会の申請がございまして、この設置を図っております。それから専門医制協議会の設置も行っております。それと、次に16ページに移りますが、2行目の学際領域問題検討委員会、現在はインプラントと、それから口腔介護の摂食嚥下の部分でございますが、そういうところの学際領域問題について、特にカリキュラムの作成というところで、委員会の設置を行っております。

同日に第1回の理事会を開催いたしております。

17ページに移りまして、5月14日に第2回の常任理事会を開催いたしました。シンポジウム「国民の期待に応える歯科医療を求めて」という実行委員会への諮問でございまして、今年シンポジウムが計画されております。それから歯科医療安全における心肺蘇生法の取り扱いということで、これも委員会を設置いたしました。

19ページまで飛ばさせていただきますして、第3回の常任理事会が6月15日に開催されました。ここの内容につきましては、第78回の評議員会の開催に向けてのいろいろな協議事項がございました。それから皆さん方にはもう既にお送りしましたが、専門分科会資格審査委員会の答申書でございますが、専門分科会並びに認定分科会についてということで、この取り扱いについての協議をいたしました。

次のページ、20ページに移ります。7月9日に第4回の常任理事会を開催いたしました。ここでまた専門分科会への加入に関する協議、認定分科会への登録に関する協議を行っております。また、本日議案提案をいたします規則の一部改正、承認基準の一部改正についての協議も行われました。

次のページに移りますが、同日、第2回の理事会を開催いたしまして、専門分科会への加入に関する件、認定分科会への登録に関する件につきまして、またきょう提案いたします議案等についての審議をいただいております。

次の1③の資料に移りますが、江藤会長から日本歯科理工学会の宮崎会長あてに「歯科医療器材の開発・改良における諸問題（承認・認可）への対応について」の諮問書を出しております。内容につきまして、少しご紹介申し上げますと、「貴会において、国民の口腔の健康と歯科関連産業の振興のために、歯科の新規器械、材料の開発改良並びに承認・認証における諸問題を列挙した上で、その解決策とアクションプランについて、今後10年の指針となるよう作成いただき、平成19年6月29日(金)までにご答申を賜りま

すよう、よろしくお願ひ申し上げます」ということでございましたが、6月29日ではなくて、これは今年いっぱいまで延ばしております。それはかなりいろいろな話題がございまして、もう少し時間をかけてじっくり検討いただきたいということでの答申延長でございます。

それから1④の資料でございますが、日本歯科医師会の大久保会長から日本歯科医学会の江藤会長並びに日本歯周病学会の山田理事長あてに、このような依頼が来ております。これはもう既にご存じだと思いますが、「日本糖尿病協会歯科医師登録医制度認定研修会」の実施ということで、歯周病診療マニュアルの作成協力依頼でございます。これにつきましては、30ページをおあげください。だいたい後ろのほうになりますけれども、日本歯科医学会の江藤会長から日本歯周病学会の山田理事長に、糖尿病患者の歯周病診療ガイドライン（仮称）の作成依頼をしております。2行目からですが、「本年より日本糖尿病協会認定歯科医師制度が発足することになりました。これにより、歯周病と糖尿病に関する研究成果を臨床の現場に生かす方策が必要となってまいりました。そこで日本歯周病学会にガイドライン検討委員会を設置していただき、来年の9月を目途にガイドライン作成をしていただきたく」ということの依頼でございまして、次のページでございますが、その作成検討委員会の中にこの学会から委員として1名派遣を、日本糖尿病学会の春日理事長あてにお願い申し上げます。

1⑤の資料でございます。これは先ほど少しご紹介いたしましたけれども、タイのロイヤルデンタルカレッジ、タイの歯科医学会と言っていると思います、と日本歯科医学会との協定書でございます。江藤会長と、タイの方は名前が大変難しいので、省略させていただきますけれども、この会長との間に、2077年5月4日にこういう協定が結ばれております。

33ページ、1⑦でございますが、平成18年度会務報告でございます。非常に細かく記載させていただいておりますので、この平成18年度の会務につきましてはお読みいただくということで、細かいご説明は省かせていただきたいと思ひます。

以上をもちまして、一般会務報告を終わらせていただきます。議長、ありがとうございました。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

続きまして、第21回日本歯科医学会総会の準備状況報告を松村事務局長よりお願いいたします。

○松村第21回日本歯科医学会総会事務局長 皆さん、こんにちは。第21回日本歯科医学会総会の報告をさせていただきます。本来でございますと、準備委員長のほうから報告すべき事項ではございますが、準備委員長は本日議長席におります。その関係で、事務局長のほうからご報告を申し上げますので、ご了承ください。

第21回日本歯科医学会学術大会でございますが、本席では「総会」という名称に略さ

させていただきます。総会は平成20年（来年）11月14日（金曜日）から16日（日曜日）の3日間、横浜のパシフィコ横浜で日本大学歯学部が担当して開催する予定でございます。会頭は先ほどご挨拶申し上げました大塚・兵衛、そして準備委員長は本日の評議員会議長でございます伊藤公一、それから事務局長は私、松村が担当しております。よろしくお願いいたします。

学術大会の準備でございますが、準備委員会、常任委員会、それから関係部会と委員会を順次開催いたしまして、実質的な準備に入っております。本日の資料の48ページ以降をご覧ください。まず常任委員会でございますが、過去に7回開催いたしております。常任委員会と申しますのは、予算、その他、総括的な事項の審議等を行ってまいりました。それから学術部会でございますが、現在までに2回開催いたしております。学術部会のほうはプログラム、その他、催し物全体にかかわることを審議いたしております。学術部会の下に委員会組織が幾つかございまして、まずは講演・シンポジウムの委員会でございますが、過去に5月14日、6月25日の2回開催いたしております。現在プログラムの内容を編成している途中でございます。同じくテーブルクリニック・ポスターセッション委員会でございますが、過去に1回開催いたしております。それから国際セッション委員会は過去に2回開催しております。それから広報・出版部会でございますが、こちらのほうは記者会見等を済ませまして、部会のほうも2回ほど開催しております。

今までに決まった主な事項でございますが、48ページの2月9日のところをご覧くださいと、メインテーマが設定されております。メインテーマはご覧のとおり、「めざせ！ 健・口・美」、副題として「未来に向けた歯科医療」というテーマを設定いたしております。それからシンボルマークについてですが、本日机上配付でポスターを配付させていただいております。ご覧いただきますと、ヨットのようなマークがございしますが、これは日本大学の芸術学部の木村教授がデザインしたものでございまして、風をはらむヨットのイメージと、それから人間の顔です。一部、波のところが歯をイメージしているのでしょうか。そういったイメージで、「健・口・美」というテーマと「横浜」という土地の感覚を表すと、そんなふう聞いております。

それから開会式でございますが、今のところ平成20年11月14日（金曜日）の午後4時からを予定しております。引き続きまして会頭招宴でございますが、同日の午後6時半開始を予定しております。詳細については現在検討中でございます。

それから学術講演のほうでございますが、部会の各委員会におきまして、各種講演、シンポジウム、国際セッション、テーブルクリニック、ポスターセッションなどについて検討・準備中でございます。なお、歯科医師会長及び分科会代表者あてに、テーブルクリニック、ポスターセッションの演題を9月7日締め切りで募集を出させていただきます。奮ってご応募をお願いしたいと思います。また視聴覚セッションにおきま

しては、学術大会にふさわしい視聴覚教材につきまして、ビデオ、DVD等の推薦をお願いしておりますので、こちらのほうもよろしくお願いいたします。

それから本日、机上配付させていただいておりますポスターですが、こちらは歯科大学、専門分科会など関係機関に送付させていただいておりますので、この後も別のポスターも刷り上ってまいります。掲示板等の掲示をお願いいたしたく存じます。

それから併催行事についてでございますが、前回と同じように、「日本デンタルショー2008」と称するデンタルショーが併設の展示ホールで開催される予定でございます。こちらにつきましては、本総会に参加登録をされた方は無料で入場いただけます。

そして参加登録のほうでございますが、前回大会と同様、日本歯科医学会会員及び日本歯科医師会会員の登録は無料ではございますが、登録のほうをはがき、それからインターネット登録も予定しておりますが、どちらかのほうで登録をお願いすることになるかと思っております。なお、事前登録につきましては、来年の4月以降登録ができるように鋭意準備を進めます。よろしくお願いいたします。

こちらから以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

続いて、会計現況報告を高木常任理事よりお願いいたします。

○高木常任理事 会計を担当しております常任理事の高木でございます。

それでは、資料の52ページをお開きいただきたいと思います。平成19年6月末現在の学会会計収支計算書でございます。これは平成19年4月1日から6月30日までの3カ月間の会計の現況でございます。まず第1. 事業活動収入でございますが、第一款学会会費収入は1億2千985万円余で、執行率50.0%でございます。続きまして、第二款専門分科会分担金収入、第三款広告収入はいずれも未執行となっております。第四款雑収入は2千940円でございます。これは日本歯科医学会誌の複写権料収入でございます。したがって、事業活動収入の合計は1億2千985万円余でございます。

続きまして、第2. 事業活動支出でございますが、第一款事業費支出は534万円余でございます。主な支出項目は、第二項の会誌関係費支出の14万円余、第三項の英文雑誌関係費支出の32万円余、第六項の学術講演関係費支出の195万円余、第十項の調査関係費支出の141万円余でございます。これらは委員会の開催や各事業の準備に伴う印刷費の支出によるものでございます。また、第九項の関係団体補助金支出は、JADRへ80万円の助成をしております。続きまして、第二款管理費支出でございますが、1千231万円余で、執行率19.6%となります。主な支出項目としては、第一項会議費支出334万円余、第二項事務費支出897万円余となっております。第三款他会計への繰入金支出でございますが、未執行でございます。したがって、事業活動支出の合計は1千766万円余で、執行率6.7%となっております。したがって、事業活動収支差額は1億

1千219万円余でございます。

なお、投資活動収支の部、財務活動収支の部、予備費支出については執行がございません。したがって、当期収支差額は1億1千219万円余となります。

続きまして、53ページをお開きいただきたいと思います。第21回日本歯科医学会学術大会会計収支計算書でございます。こちらも平成19年4月1日から6月30日までの3カ月の間の会計の現況でございます。

第1. 事業活動収入でございますが、第一款から第五款までで構成されております。第一款学会会計繰入金収入、第二款参加登録料収入、第三款寄附金収入、第四款広告協賛金収入、及び第五款雑収入、いずれも未執行となっております。したがって、事業活動収入はございません。

一方、第2. 事業活動支出でございますが、第一款事業費支出は未執行となっております。第二款管理費支出は263万円余で、執行率7.0%でございます。これは第一項の大会準備費支出のうち、常任委員会及び部会の開催による支出と印刷物等の費用支出でございます。したがって、事業活動支出の合計は263万円余の執行となります。したがって、当期の事業活動収支差額は-263万円余でございます。収支差額はマイナスとなりますが、これは前期の収支差額1千137万円余を充当して運営しております。

以上、ご報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（伊藤公一君） どうもありがとうございました。

それでは、ここで江藤会長より、日本歯科医学会の基本理念及びその理念に基づいた会務運営の進捗状況について、パワーポイントを用いまして説明されます。では、江藤会長に会長報告をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○江藤会長 それでは、会長報告をさせていただきます。この会長報告につきましては、既に各専門分科会の学術大会におきまして、理事会の前後に理事懇談会を開催させていただいておきまして、そのときの資料でございますので、ここにいらっしゃる先生方はかなりの方が一度お聞きになっていらっしゃると思いますが、評議員の先生方全体的にご説明を申し上げるということをご容赦いただきたいと思います。

まず、これは昨年も申し上げましたけれども、先ほどの大久保日歯会長のお話にございましたように、歯科界は非常に難局でございます。そういったことで、改めて日本歯科医学会の目的ということを確認をしたい。ここにございますように、歯科医療を向上させるために歯科医学はあるんだ、歯科界の基盤の立て直しのために原点に戻るということを、いろいろな学会でも申し上げてございます。

そのために重点計画というものを推進してございます。1番目が歯科医療への学術的根拠の提供体制への構築、2つ目が歯科医療技術革新の推進でございます。それから3つ目が学会機構改革の推進、4つ目が認定医・専門医制度の確立でございます。5つ目

が国際交流の推進となっております。先ほどの住友総務理事の会務報告と若干重なるところがございますことをご容赦いただきたいと思います。

1 番目の歯科医療への学術的根拠の提供体制の構築でございますが、まず診療ガイドラインの作成でございます。目的というのは、ここでございますように、診療の標準化、それから器材・技術の開発・改良、それから3つ目が診療報酬の適正化というような目的がございます。

とりあえず昨年から今年の6月までにやりましたことは、ここにありますように、診療報酬改訂の対応ガイドライン、これは厚労省でいいますと、保険局の管轄でございます現行のガイドラインを改訂しております。ほぼでき上がっておりますが、全容ができてきますのが9月というふうに委員長から聞いております。これによって平成20年の診療報酬改訂に対応をしたい。これはあくまで診療報酬改訂のためのガイドラインでございます。

それから歯科診療の標準化のガイドラインでございますが、標準化というのは、1つは歯科診療のでこぼこを是正してレベルを向上させる。いわば標準化の常道でございます。それと同時に国民への説明責任を果たして理解を得ていくと、そういった目的がございます。既に平成18年度には、ここにいらっしゃる石井先生の班で『ガイドラインづくりのためのガイドライン』というものが出ております。そのときに、いま各専門分科会でどういったガイドライン、マニュアルを検討中であるかということも既に調査済みでございます。

それを踏まえまして、平成19年度には「歯科診療ガイドライン検討部会（仮称）」が厚労省に設置を予定されております。これによって特に一般開業医向けにはどういったガイドラインが必要かといったことが具体的に検討に入ると同時に、それを受けて、2つ目でございますように、「歯科診療問題調査研究プロジェクト会議」というものを歯科医学会の中に立ち上げて、具体的にガイドラインの作成に取り組むつもりでございます。

こういった手順がございますけれども、ここにありますように、既に『エビデンスに基づく一般歯科診療における院内感染対策』、これは厚労科研でございますが、出版されておまして、これが歯科医学会認定のガイドラインの第1号でございます。ただ、ガイドラインにつきましては、疾患別というのが医科のほうのガイドラインの区分けでございますけれども、そういった意味で、下でございますように、院内感染対策というのは『実践マニュアル』といったことのほうが実用向けであるといったことも今後は考えなければいけないだろう。ですから、各専門分科会で検討中のいわゆるガイドラインと称するものについては、マニュアルなのか、ガイドラインなのか、ガイドラインを指針とするかどうか、そういった区分けを早急にする必要があると考えております。

それから2つ目の歯科医療への学術的根拠の提供体制でございますけれども、歯科医

療協議会というものを立ち上げてございます。これは学術的根拠に基づき社会保険医療のあり方を提言し、その診療報酬の適正化を促進する。医科のほうは外科系と内科系に外保連、内保連といった組織がございまして、これによって、学術的な根拠を背景にして診療報酬の適正化を図っております。それが歯科にはないということで、それをぜひやってほしいといった歯科界からの要望がございまして、立ち上げてございます。

これを今後具体的にどういった運営にするのかといったことは今後の検討でございまして、既に（平成19年4月）各専門分科会をお願いいたしました、下にございます歯科医療技術の診療報酬における評価・再評価にかかる提案書といったことは、歯科医療協議会の審議事項でございまして、これは既に中医協のほうに回っておりますけれども、こういったことを実際に実現するにはどういった動きにすればいいのかといったことが歯科医療協議会の今後の運営の方向でございまして。

それから次が重点計画の2つ目でございまして、歯科医療技術革新の推進でございまして。昨年の10月から開始しました「歯科医療機器産業ビジョン」。先生方のお手元には資料1②『歯科医療機器産業ビジョン』といったものがございまして。これは6月に全部仕上がりました。どういったことに使うかといった目的でございましてけれども、実際には国際競争力の強化対策、それから国民への啓発周知とございましてけれども、3つ目に平成20年改訂となつてございまして「医療機器産業ビジョン」へのアピール。これは平成15年にできたのでございまして、平成19年から改訂に取りかかっております。この「医療機器産業ビジョン」には歯科が入っていない、それでは困るということで、「歯科医療機器産業ビジョン」をつくり上げたのが本音のところでございます。「医療機器産業ビジョン」の改訂の委員会においてどういった発言をしていくかというのは、「歯科医療機器産業ビジョン」を踏まえて既に現在発言内容について作成中で、できるだけ多くの項目にわたって歯科を入れていただくと、そういった動きを今後することになる予定でございまして。

この「歯科医療機器産業ビジョン」の中に最後に謳われている「イノベーション強化のための推進策」でございましてけれども、ここにございましてように、国民への歯科医療啓発活動の推進、これはシンポジウム等でございまして、それから歯科医療技術の国際的発信力の強化、これは2年置きに行われますドイツのIDSのような大がかりなデンタルショーを日本でやって、そういった意味ではアジアの活動の中心に持っていったらどうかと、そういったご意見がございまして。

それから次が本命でございまして、歯科医療技術革新における重点分野の選定。国際競争力でございましてから、強いものを強くして、それから弱いものを強くする。強いものを強くしなければ、とても国際競争力には勝てないといった1つの原則がございましてから、そういったことを今後はどうするか。それとあわせて承認・認可のような基盤整

備を促進していくというのが次でございます。それから、こういったことをどういった形で実際に進めていくのかといった問題がございます。現在、歯科医療用器材・機器のメーカーというのは170社ございますけれども、小企業がほとんどでございます企業体をどういった形で再編していくのか、だれが再編していくのかといった問題も今後は課題になってくると思われまます。

ついでに「歯科医療機器産業ビジョン」の中身を若干紹介させていただきます。

輸出の割合が著しく多いのは、オールセラミックス、チタン、それから再石灰化材料となっております。

それから輸出の割合が多いのが、疾患予防対応型ユニット、歯科医療用画像診断装置、接着性充填剤となっております。それから輸出・輸入の割合がほぼ同じぐらいの製品として、顎運動・咬合力診断装置、シーラントがございます。

それから輸入の割合が著しく多いのは、レーザー、CAD/CAM、インプラントとなっております。インプラントにおいては、部品であるチタンは非常に強いけれども、インプラント材料については輸入が多いといった現実がございます。

それからさらに輸入の割合が多い製品としては、歯内療法器材等がございます。こういった結果が出ております。こういったことを踏まえて今後どういったことをやっていくのか。

歯科医療技術革新推進協議会。学会の中に協議会を設けたのでございますけれども、日本歯科医師会、それから歯科商工協会の委員を入れて、こういった技術革新をどういった形で進めていくのかといったことでございます。手始めに、先ほど会務報告でもご報告いたしました諮問を歯科理工学会に出ささせていただきました。「歯科医療器材の開発・改良における諸問題への対応について」。特に改定薬事法を含めて、本来は歯科医療機器産業を振興すべきところが、規制によって半ば窒息しかけている。そういった現状をどういった形で打破するかといった打開策を歯科理工学会へ諮問して、来年の3月にはこれの答申をいただく予定になっております。それを踏まえて、この歯科医療技術革新推進協議会で具体的に検討していく。

それから次は、歯科界の内向けだけにこういうことをやってもしょうがありませんから、国民向けに歯科の機械・材料のシンポジウムというのはなかなか難しいものがございますけれども、国民の理解をいただくために、こういったシンポジウムを現在企画中でございます。それから、さらに関係諸団体といたしますのは、行政、日本歯科医師会、学会、それからいろいろな規制の作成に関わっております大学の先生方で、こういったシンポジウムを既にやっておりますけれども、さらにこれを進めて、改正薬事法における運用をどうすれば、うまく承認・認可といったものの関門をスルーするのかといったことの問題点を今後このシンポジウムを通して明確にしていくと、そういった作業が今

後の歯科医療技術革新推進協議会の課題でございます。

それから学会の機構改革でございますが、ここでございますように、研究領域の多様化・学際化によって多くの学会ができました。できるだけ多くのそういった学会に本学会にも入っていただくといった目的でございます。1つは行政からの調査研究依頼というのがございます。そういった形を歯科医学会として受けたときに、さらにその具体策を検討することをお願いするには、たくさんの学会がこの歯科医学会に入っていていただくというのがいいことでございます。それと同時に今度は各専門分科会が行政と国民等に向けて発信をするときにも、歯科医学会をうまく使っていただく。そういった世話役の役割を歯科医学会はするところでございます。そういった形で歯科医学会をうまく使うということで、1つは新規加入を進めているところでございます。

本日、先生方にお諮りします認定分科会を設置するという事に平成19年からしております。それから補助金の見直しでございますが、従来の補助金のあり方から、競争的な資金にして、歯科界全体に益するといった方向で考えております。

それから専門分科会の資格審査委員会の答申に基づきまして、具体的に専門分科会の加入審査に関する事とといったこととか、それから申請学会から申請される資料内容の充実化に関する事項とか、それから既存の専門分科会の活動状況の評価、そういったことも今後は考えていかなければならないといったところでございます。

それから学会機構改革の推進といたしまして、学術講演会と学術研究の見直しでございますが、学術講演会につきまして、既にいろいろなところから、複数の専門分科会の学術大会を同時開催してくれないか、そうすれば時間的にも場所的にも非常に効率がよくなると。ところが、既にこういった学術大会というのは数年前に決まっておりますから、にわかにならなくて一緒にやってくれというのはなかなか難しいのでございますが、今後はこういった形を、例えば共通のシンポジウムの共催といった形で既にやっているところもございませぬけれども、そういった方向性に持っていきたいというふうに考えております。

それから学術研究の見直しでございますが、これは学術研究委員会の所管事項でございます。「委託研究」と下でございますけれども、こういった従来のものを減らして、一番下でございますプロジェクト研究、これは本学会が勝手に選定するのではございませぬ、既に学術研究委員会を通して各専門分科会にテーマについてはお願いをしてございませぬ、選ばれた研究課題について申請するといった方向になろうかと思っております。

それから学会機構改革の1つとして、先ほど申し上げましたガイドラインというのは学術研究委員会の所管事項でございますので、その中の歯科診療問題調査研究プロジェクト会議、既にこれは前執行部から立ち上がっている会議でございますが、各専門分科会で用意してございますガイドラインについて調整させていながら、歯科界全体に益

する方向で速やかにガイドラインの作成に取りかかりたい。

それから、3)とございますが、歯科医学未来構想プロジェクト会議も学術研究委員会の中に立ち上げる予定になっております。近々に立ち上げますが、歯科医療のための歯科医学というのはもちろん非常に重要なことでございますけれども、歯科医学をどうするかといったことが非常に重要な問題でございます。歯科医師会に向けたアクションだけが歯科医学会の仕事ではないだろうという批判もございます。そういったことにしましても、歯科医学を歯科医学会としてはどうするかということで、歯科医学会としては傘下の専門分科会と一緒に、何を目指して、どこを目指すのかといったことについて、資料付きの白書によって今後の未来構想を構築していく。これは今年の秋から取りかかる予定でございます。

さらに学会機構改革の1つとして、学術研究の見直し。これも先ほどの会務報告にございましたけれども、学際領域問題。ともすると専門分科会は縦割りになりがちだということ、横の連携をどうやってするのか。特に口腔インプラントから専門医制というのが既に申請されておりますが、この専門医制をつくるに当たって、まず学部教育を充実させ、しかもそれによって国家試験にもこれを反映させる。基礎のところの教育を整備してから、それから専門医といった形だろうという話で、1つは口腔インプラントの学部教育カリキュラムについてももう既に検討中でございます。それから後期高齢者をにらんで、摂食嚥下を学部教育カリキュラムの中に正當に位置づけていく。それから先ほど会務報告にございましたように、資料の30ページに出ておりますが、日本歯周病学会の山田理事長先生あてに既にお願ひしてございます糖尿病患者の歯周病診療ガイドラインの作成でございます。先ほどありましたように、本年から日本糖尿病協会の認定歯科医師制度ができました。それにつれて医と歯の連携というのが社会的に要請されることとなります。そのための対応策として、緊急にこういったガイドラインを作成して、歯科医師側の糖尿病患者の診療レベルを上げていこうといった作業でございます。

それから今まで申し上げたことを、シンポジウム「国民の期待に応える歯科医療を求めて」として国民向けに歯科医学会としても発信していこうと。4つの課題が案として出ておりますけれども、後期高齢者につきましては、8月2日に行われます日本歯科総合研究機構の設立記念シンポジウムで、医療連携、プライマリーケア、在宅ケア、それから糖尿病によるとか、そういった形の新たな歯科保健医療を求めてといったテーマで行われます。これは歯科医学会としても応援をしていくといったところでございます。それから本年度の歯科医学会のテーマとしては、4つ目の歯科医療機器産業ビジョンを国民向けに啓発するためのシンポジウムをやっていくと、そういった予定でございます。

それから重点計画の4つ目でございますが、認定医・専門医制度でございます。認定医・専門医の協議会、認定医協議会というのは既にございますけれども、これは認定を

判断するところでございますが、その上に国民を入れた形の審議会を立ち上げる。これはどういうことかといいますと、専門医制のあり方、それから研修コースの認定評価等を視野に入れております。といいますのは、医科のほうで特定専門医といった制度が既に検討段階に入っておりますから、そういったことを含めて認定医・専門医全体のあり方を考えていくという審議会の設置でございます。

それから5番目の国際交流でございますが、基本的にはアジアと連携して、アジアを基盤にして日本の歯科医学・医療を発展させて、欧米と競争する。既にご案内のように、中華口腔医学会と、それからタイロイヤルデンタルカレッジと協定を結んでございます。ただ紙切れだけの協定ということではなくて、具体的に今から学術活動をしていくといったところでございます。

それからもう1つは、日本で勉強した歯科関係の学生さんで既に先生になっている方が、中国にしてもASEANにしてもかなりおります。そういった先生方とのネットワークをつくって、それで日本の歯科医学をそういった先生方を通してアジアに広めていくといったことも必要ではないか。うかうかしますと、むしろドイツとかフランス、それからアメリカがもう既に入ってきているといった指摘もございますので、これは歯科医学会だけでやれる仕事ではないのでございますけれども、そういったことについても応援していきたいといったところでございます。

それからFDIでございますけれども、FDIは日歯の管轄でございますが、FDI声明というのは世界的に大きな影響力を持っております。しかも、日歯は年間2千万円の拠金をしておりますから、それだけの影響力を日本の歯科界として統べしということで、FDI声明について今後は専門分科会にもどういった形のものがあるかといった案をお願いすることになろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

こういったことを進めております。ぜひ先生方から奇抜で、大胆で、明快かつ斬新なアイデアないしはご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。会長報告は以上でございます。

○議長（伊藤公一君） 江藤会長、どうもありがとうございました。

続きまして、学術講演会について土屋常任理事より報告をお願いいたします。

○土屋常任理事 お手元に青い冊子とポスターが配付されていると思っておりますけれども、平成19年度の日本歯科医学会学術講演会は、青い冊子の裏表紙内側にございます4地区で、9月、12月、2月、3月にそれぞれ開催されます。メインテーマは表紙にございますように、「ニーズに応える21世紀最新歯科医療」ということで、「—MIに基づく歯科治療—」。中表紙にございますように、講師は6名の講師陣をもう既にお願ひして、抄録もいただいておりますので、この冊子に基づきまして、4地区で恒例の学術講演会が開催されます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

執行部、このほかに追加報告はございませんでしょうか。よろしいですか。

## ○会務報告等に対する質疑応答

○議長（伊藤公一君） それでは、これまでのご報告に対する質問をお受けいたしたいと存じます。なお、ご質問のある方は挙手と同時に議席番号とお名前を発してください。その後、議長の指示によりご発言をお願いいたします。ご質問のある方は挙手願います。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、日程6. 報告は終了いたしました。

## ○議 事

○第1号議案 平成18年度学会会計収支決算

○議長（伊藤公一君） 引き続き、日程7. 議事に入りたいと思います。第1号議案 平成18年度学会会計収支決算を議題とさせていただきます。第1号議案 平成18年度学会会計収支決算の提案説明を高木常任理事をお願いいたします。

○高木常任理事 お手元でございます第1号議案 平成18年度学会会計収支決算の提案説明をいたします。決算の期間は平成18年4月1日から平成19年3月31日まででございます。本会計は平成19年度会計より新会計基準を採用しておりますが、会計監査法人の新日本監査法人のご指導を受け、平成18年度会計は旧会計基準で対応したので、決算も旧基準で行っております。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。総括表でございますが、収入の合計は3億4千665万円余で、予算に比べまして1千243万円余の増でございます。一方、支出は2億9千261万円余で、予算に比べまして4千161万円余の減でございます。したがって、次年度繰越収支差額は5千404万円余となります。

2ページをお開きください。収入の部の主な項目でございますが、第一款学会会費収入の決算額は2億5千898万円余でございます。これは日歯会員負担分として一般会計より繰り入れております。第二款専門分科会分担金収入の決算額は290万円でございます。これは昨年8月10日に19専門分科会へ当該年度の助成金を交付した際、徴収した分担金でございます。第三款広告収入の決算額は397万円余でございます。これは学会誌や英文雑誌の発刊に伴う広告収入でございます。第四款積立金取崩収入の決算額は1千457万円でございます。第五款雑収入の決算額は25万円余でございます。これは学術著作権協会と出版社著作権協議会より分配された出版物の複写に関わる著作権使用料と預金利息でございます。したがって、当期収入合計は2億8千69万円余でございます。第六款の繰越金収入の決算額は6千596万円余で、予算に比しまして1千246万円余の増となっております。したがって、収入の総合計は3億4千665万円余で、予算に比しまして、先ほど報告しましたように、1千243万円余の増となります。執行率

103.7%でございます。

続きまして、3ページから4ページ、5ページについて、支出の部につきましてご説明いたします。第一款会議費の決算額は1千690万円余でございます。予算に比べまして942万円余の減となっております。これは評議員会や理事会等の会議開催に要した費用であります。第二款事務費の決算額は5千477万円余で、予算に比べまして293万円余の増となっております。不足分の293万円余は、第七款の予備費より同額を繰り入れしました。これは職員の賞与に関する会計処理の変更を行ったことによるものでございます。賞与につきましては、次年度に支給される賞与であっても、支給対象期間が定められている場合は、その支給期間のうち決算の年度に属する期間に対応する額はその年度の費用として処理する必要があります。本会では従来、賞与引当金の計上を行っていませんでしたが、今回新日本監査法人の指導で計上することといたしました。事務局職員の給与では、平成19年6月の賞与に対応する額として賞与引当金242万円余、賞与に関わる健康保険料等、約30万円でございますが、合計273万円余が加算されております。

第三款事業費の決算でございますが、1億1千618万円余で、予算に比べまして1千298万円余の減でございます。これは諸事業活動を行った結果の決算額でございます。第四款日本歯科医学会学術大会会計繰入金支出でございます。1千457万円でございます。第五款積立金は9千万円でございます。第六款租税公課の決算額は17万円余でございます。第七款予備費は、先ほどの事務費への293万円余を繰入支出してございます。したがって、支出の合計は2億9千261万円余で、予算に比べまして4千161万円余の減でございます。執行率は87.5%でございます。したがって、当期における収支差額、つまりプライマリーバランスでございますが、-1千191万円余であります。したがって、次期繰越収支差額は5千404万円余となります。

6ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに学会会計正味財産増減計算書がございます。資産増加額は、先ほど説明した積立金の9千万円余でございます。資産減少額は当期収支差額の1千191万円余と第21回大会のほうへ取り崩しました1千457万円余で、合計して2千648万円余となっております。したがって、当期正味財産増加額は6千358万円余、前期繰越正味財産額が4億2千608万円余で、当期末正味財産合計額は4億8千967万円余でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

それでは、第1号議案 平成18年度学会会計収支決算についてのご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手願います。どなたかいらっしゃいますか。

ないようでございますので、質疑を打ち切りまして、採決に入りたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

ご異議がないようでございますので、採決いたします。それでは、第1号議案 平成18年度学会会計収支決算にご賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数。よって、第1号議案 平成18年度学会会計収支決算は可決確定いたしました。

○第2号議案 平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算

○議長（伊藤公一君） 続きまして、第2号議案 平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算を議題といたします。第2号議案 平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算の提案説明を高木常任理事にお願いいたします。

○高木常任理事 第2号議案でございます。これも平成18年4月1日から平成19年3月31日まででございます。それでは、平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算書のご説明をいたします。1ページをお開きいただきたいと思います。総括票でございます。収入合計は1千457万円余でございます。支出合計は319万円余でございます。したがって、次期繰越収支差額が1千137万円余になります。

2ページをお開きいただきたいと思います。収入の部の主な項目につきましてご説明いたします。第一款学会会計繰入金収入の決算額は1千457万円でございます。第二款の参加登録料収入、第三款寄附金収入、第四款広告協賛金収入はいずれも未執行で、ございません。平成18年度におきましては、科目残置の扱いになっております。第五款の雑収入については、預金金利が552円でございます。したがって、当期収入合計は1千457万円余でございます。

続きまして3ページでございますが、支出の部でございます。第一款大会準備費は319万円余で、予算に比ばまして1千31万円余の減となり、執行率は23.6%でございます。その内訳は、第一項会議費が188万円余の決算、常任委員会8回の開催に伴う旅費等の執行でございます。また第二項事務費から事務局補佐人件費として36万円余の執行を行っております。第三項通信費は61万円余の執行でございます。電話料、郵送料等でございます。第五項印刷費の20万円の執行は、シンボルマークの企画・制作費でございます。第八項雑費11万円余の執行がございます。

第二款大会運営費及び第三款事後処理費については、執行がございません。この科目は平成18年度においては科目残置でございます。今後、本大会の準備が順調に進み、大会の当日運営や事後処理に必要な経費が具体的に予算化され、効率的かつ実効性のある執行がなされる運びとなる予定でございます。第四款租税公課と第五款予備費の執行はございません。したがって、支出合計は319万円余で、予算に比ばまして1千138万円余の減額決算となり、執行率は21.9%でございます。したがって、当期収支差額は1千137万円余でございます。次期繰越収支差額は1千137万円余となります。

続きまして、最後のページでございますが、第21回日本歯科医学会学術大会会計正味財産増減計算書でございます。資産増加は当期収支差額が1千137万円余でございます。したがって、当期末正味財産合計は1千137万円余となります。

以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは、第2号議案 平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算についてのご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手願います。

ないようでございますので、直ちに採決に入りたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

ご異議ないようでございますので、採決いたします。第2号議案 平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算にご賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数。よって、第2号議案 平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算は可決確定いたしました。

○高木常任理事 議長さん、お願いがございます。ただいま第1号議案 平成18年度学会会計収支決算並びに第2号議案 平成18年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支決算を可決確定いただきまして、まことにありがとうございます。ただ、この2つの会計単位の決算に関しましては、今後日本歯科医師会の常務理事会並びに理事会、そして予算決算特別委員会の審議並びに審査を経まして、9月に開催されます日本歯科医師会の代議員会において審議・可決といった手続を踏まなければならないわけがございます。この審議の結果の中でどうしても微調整を生ずる部分が出てくるかと思えます。この微調整の必要性が生じた場合は、学会長にご一任いただきますことを、ここでお認めいただきたいと思っておりますので、議長さん、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤公一君） どうもありがとうございます。ただいま高木常任理事からご提案いただきました第1号議案並びに第2号議案の取り扱いについてご承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） どうもありがとうございます。ご異議ないようでございますので、ご承認いただいたものと認めます。高木常任理事、以後そのようによろしく願いいたします。

○第3号議案 専門分科会への加入に関する件

○議長（伊藤公一君） それでは、続きまして、第3号議案 専門分科会への加入に関する件を議題といたします。第3号議案 専門分科会への加入に関する件の提案説明を住友総務理事にお願いいたします。

○住友総務理事 それでは、第3号議案でございます。資料の右上に7と書いてあるもの。これにつきましては、事前配付いたしましたので、十分お目通しをいただいていることだと思います。また専門分科会資格審査委員会の答申書もつけてお送り申し上げております。

第3号議案でございますが、専門分科会への加入に関する件の提案理由の説明を申し上げます。提案理由。本年5月に専門分科会資格審査委員会より、日本接着歯学会並びに日本口腔病理学会については、日本歯科医学会専門分科会への加入資格を可とする答申を得た。これを受けまして、理事会において慎重なる審議の結果、日本接着歯学会並びに日本口腔病理学会を、平成20年4月1日付で日本歯科医学会専門分科会への加入を認める結論に至りましたので、ここに提案するものでございます。

なお、これにつきましては、関係諸規則の日本歯科医学会規則第27条の2並びに日本歯科医学会専門分科会承認基準に基づきまして、所定の手続は踏んでおります。これも事前送付いたしております。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは、第3号議案 専門分科会への加入に関する件についてのご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手を願います。

なければ、これから採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ご異議ないようでございますので、採決いたしたいと存じますが、専門分科会の廃置分合に関する議決及び承認は、日本歯科医学会規則第19条第3項に規定されておりますとおり、総評議員の4分の3以上、42名以上の賛成が必要となります。さらに、この規定を受け、専門分科会への加入につきましては、日本歯科医学会専門分科会承認基準の第8に「評議員会は、当該申請学会の加入の可否について、学会規則第19条第3項の規定により、議決する」と定められております。しかしながら、採決方法についての規定はございません。

ここで議場にお諮りいたします。第3号議案 専門分科会への加入に関する件の採決はどのような方法で行ったらよろしいでしょうか。例えば投票、挙手、もしくは起立などが考えられますが、皆様のご意見をお受けいたしたいと思っております。（「議長」と呼ぶ者あり）

田中評議員、どうぞ。

○49番（田中秀夫君） ありがとうございます。一般的な採決の場合は挙手により議案等の可否が確定されておりますけれども、今回の議案の場合、専門分科会への新規加入の可否が問われる大変重要な問題であると考えられます。したがって、当然慎重

かつ公正な審判が要求されますので、前回同様、分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票による採決を提案させていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。ただいま49番、東京都の田中評議員より、前回同様、分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票による採決のご提案がございましたが、ほかにご意見、ご提案はございませんでしょうか。

なければ、今の田中評議員の提案に対しまして採決に入りたいと思いますけれども、ご異議はないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、採決いたします。第3号議案 専門分科会への加入に関する件の採決方法を、前回同様、分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤公一君） 賛成多数。よって、第3号議案 専門分科会への加入に関する件の採決方法は、前回同様、分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票による採決方法とすることに決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、投票の方法でございますが、投票は1回とし、それぞれ色分けをした2枚の投票用紙で、2学会の専門分科会への加入の賛否を問う方法でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

続きまして、公正な投票運営を図るために、投票及び開票結果をご確認いただく投票・開票立会人を3名選出いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ただいまの提案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数ということでございますので、それでは、投票・開票立会人の選出でございますが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ご異議ないようでございますので、議長より指名させていただきます。15番松久保評議員、20番藤下評議員、55番寺尾評議員、以上3名の評議員の先生方をお願いいたしたいと思います。3名の評議員の先生方には後ほどご登壇いただきます。

次に氏名点呼の取り扱いについてでございますが、本会議に先立って行われました氏

名点呼から遅参されて出席した方もおられるかと思しますので、ここで出席評議員、すなわち投票者数の確認、確定が必要となります。したがって、投票に入りましたら5名ずつお名前をお呼びいたします。これをもって氏名点呼にかえさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

それでは、これより投票のために設営を行いますので、ただいまから10分ほどの休憩を取らせていただきたいと思います。それでは、事務局、会場のほうの設営をよろしくお願いいたします。

——午後3時44分休憩——

——午後3時57分再開——

○議長（伊藤公一君） 時間になりましたので、着席願います。それでは、ただいまより第3号議案 専門分科会への加入に関する件の採決に入ります。採決は分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票によって行います。

まず投票用紙についてご説明申し上げます。投票用紙は2種類用意してございます。黄色い投票用紙には日本接着歯学会名が、そしてピンク色の投票用紙には日本口腔病理学会名が記載されております。その下段のほうに地区もしくはそれぞれの分科会名が記載してございますので、先生方はそここのところは全く記載する必要はございません。それぞれの学会に賛成・反対の欄が設けてありますので、その欄のいずれかに丸印を記入してください。賛成か反対のところに丸印を記入していただきたいと思います。なお、賛成、反対いずれの欄にも記入がないもの、またはいずれの欄にも記入のあるものは無効となります。

次に投票について申し上げます。事務局より氏名を呼ばれた方は、正面に向かって左側より登壇してください。投票用紙は用紙交付係（事務局）が手渡します。なお、投票用紙の交付を受ける際、ご自身の氏名を教えてください。投票所の混乱を防ぐために、原則として5名ずつお呼びいたすわけでありまして、学会のほうは分科会単位ということで、こちらのほうでお呼び申し上げます。立ち会いの方及び正・副議長も順序に従って投票を行うということになっております。投票所はこちらになりますけれども、投票所には黒鉛筆を備え付けておりますので、原則として備え付けのものをご利用いただけます。

これより投票箱の検査をいたしますので、立会人の方々はご登壇願いたいと思います。申しわけございませんけれども、先ほどお名前をお呼びいたしましたお三方の評議員の方はご登壇ください。

〔投票・開票立会人登壇〕

○議長（伊藤公一君） 15番松久保評議員、20番藤下評議員、55番寺尾評議員、お座りください。

それでは、事務局、蓋をあけて、立会人、それから議長及び議場に中が空であることをお示し願いたいと思います。

〔投票箱点検〕

○議長（伊藤公一君） 議場のほうにも見ていただきたいと思います。ご確認はよろしいでしょうか。後ろの方、見えませんか。

準備はよろしいですか。それでは、投票に入りますので、事務局、氏名の読み上げをお願いいたします。

〔氏名読み上げ、投票〕

○議長（伊藤公一君） 投票漏れはございませんでしょうか。なさっていない方はいらっしやいませんね。

投票の結果でございますけれども、まだ開票は終わっていませんが、投票者数は52名でございます。3名欠席ということが事務局から届いております。ただいまから開票のほうを行いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

評議員総数は55名でございます。出席評議員は52名、欠席評議員は3名ということになります。投票者数の総数でございますが、ただいま事務局からの報告どおりに、52名ということでございます。ご確認願いたいと思います。お一方が早退なさっているということを聞いております。最初の報告では、55名中52名出席で、3名欠席ということであったわけですがけれども、その後お一方が遅参してまいりまして、お一方が早退ということでございます。

それでは、事務局、開票をお願いいたします。なお、立会人の方は票にお触れにならないようお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（伊藤公一君） 開票の結果をご報告申し上げます。日本接着歯学会、投票者総数は52名、投票総数52票でございます。有効投票総数が49票、無効投票総数が3票。賛成43票、反対6票ということでございます。続きまして、日本口腔病理学会でございます。投票者総数52名、投票総数が52票、有効投票総数が51票、無効投票総数が1票。賛成47票、反対4票ということございまして、よって、第3号議案の専門分科会への加入に関する件につきましては、ただいまの報告どおりでございますので、日本接着歯学会並びに日本口腔病理学会の専門分科会への加入が可決確定いたしました。今後、専門分科会の新規加入に伴う学会関係規則の整備を経まして、平成20年4月1日より2学会が新たに加わる運びとなりました。立会人の方々、大変ご苦労さまでした。お席へお戻

りください。

○第4号議案 認定分科会への登録に関する件

○議長（伊藤公一君） それでは、続きまして、第4号議案 認定分科会への登録に関する件を議題といたします。第4号議案 認定分科会への登録に関する件の提案説明を住友総務理事にお願いいたします。

○住友総務理事 第4号議案の認定分科会への登録に関する件。資料番号8でございます。この第4号議案の中に大変重大な誤字がございます。ご確認をいただきたいと思いますが、5行目の左端「日本歯科医学会専門分科会」ではございません。「認定分科会への登録資格を可とする」というふうにお直してください。上から5行目の左から2字、3字目でございます。「認定」に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。本年5月に専門分科会資格審査委員会、認定分科会も同じ委員会での審査をしております。もちろん中身は別でございますが、ここの資格審査委員会で行っております。そこで、日本臨床歯周病学会、日本歯内療法学会、日本接着歯学会、日本歯科審美学会、日本有病者歯科医療学会、日本口腔感染症学会、日本レーザー歯学会、日本歯科心身医学会、日本顎口腔機能学会並びに日本歯科東洋医学会については、日本歯科医学会認定分科会への登録資格を可とする答申を得ました。

これを受けまして、理事会において慎重なる審議の結果、各学会の設立の理念及び活動状況を踏まえまして、以上の10の学会におきましては、登録の時期を遡及し、平成19年4月1日にさかのぼりまして、日本歯科医学会認定分科会への登録を認める結論に至りましたので、ここに提案するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

それでは、第4号議案 認定分科会への登録に関する件についてのご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手願います。

○48番（志賀正三君） 先ほどの第3号議案とも関連するわけでございますが、認定分科会に日本接着歯学会が平成19年4月1日から登録ということで、先ほどの第3号議案で日本接着歯学会が平成20年4月から専門分科会に登録されるということで、自動的にこの時点で認定分科会への登録が削除されるわけでございませうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○住友総務理事 ご質問をありがとうございます。これは後ほどの第6号議案で議案を審議いただきたいということでございますが、専門分科会は平成20年4月1日でございます。それから認定分科会は今年の4月1日に遡及するという違い、1年のずれがございます。これにつきましては後ほどご審議いただきますけれども、現時点では1年の

ずれがあるということのご確認をいただければというふうに思います。

○議長（伊藤公一君） そのほかにございませんでしょうか。

なければ、ここで質疑を打ち切りまして、採決に入りたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ご異議がないようでございますので、採決をしたいと存じますが、認定分科会への登録に関する議決及び承認は、日本歯科医学会規則第19条第1項に規定されておりますとおり、出席評議員の多数決によります。

さらに、この規定を受け、認定分科会への登録につきましては、日本歯科医学会認定分科会承認基準の第8に「評議員会は、当該答申学会の登録の可否について、学会規則第19条第1項の規定により、議決する」と定められております。しかしながら、採決方法についての規定はございません。

ここで議場にお諮りいたします。第4号議案 認定分科会への登録に関する件の採決は、前号議案と同様に慎重かつ公正な審判が要求されますので、専門分科会への加入に関する件と同様に、分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票を採用させていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは、第4号議案 認定分科会への登録に関する件の採決方法は、前回同様に分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票により行います。

これより第4号議案 認定分科会への登録に関する件の採決に入ります。採決は分科会名ないしは地区を記入する特定記名投票により行いますので、まず投票用紙についてご説明申し上げます。投票用紙には10の学会名が既に記載されております。先ほどと同じように、下段には地区もしくは専門分科会名がもう既に入っております、それぞれの学会名の上段に四角の枠が設けてございますので、登録を反対される学会について、その枠に斜線を記入してください。賛成の場合は何も書かないでいただきたいと思えます。

繰り返し申し上げます。登録を反対される学会について、四角の枠に斜線を記入してください。賛成の場合は何も記入しないでいただきたいと思えます。ここまでよろしいですか。

次に投票について申し上げます。事務局より氏名を呼ばれた方は、先ほどと同様に正面に向かって左側より登壇してください。投票用紙は用紙交付係（事務局）が手渡します。なお、投票用紙の交付を受ける際には、ご自分の氏名を告げていただきたいと思えます。投票所の混乱を防ぐために、原則として5名ずつ学会ごと、分科会ごとにお呼び

いたしますので、よろしくお願いいいたします。鉛筆も備えつけのものを利用いただくことは先ほどのとおりでございます。

大変申しわけございませんけれども、立会人の評議員の先生方はまた再度ご登壇願いたいと思います。

〔投票・開票立会人登壇〕

○議長（伊藤公一君） それでは、蓋をあけてください、事務局。立会人、それから議長及び議場に見せていただきたいと思います。

〔投票箱点検〕

○議長（伊藤公一君） ご確認はよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、投票に入ります。先ほどと同じように事務局のほうで氏名を読み上げますので、順次前のほうに来て投票を行っていただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいいたします。

〔氏名読み上げ、投票〕

○議長（伊藤公一君） 投票漏れはございませんでしょうか。まだ投票なさっていない方はいらっしゃいませんね。

ないものと認めます。投票は終了いたしました。

ただいま事務局のほうから届け出がございました。評議員の総数は55名、出席評議員は51名、欠席評議員が4名。したがって、投票者総数は51名でございます。それを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

それでは、事務局、開票のほうをお願いいたします。また、立会人の方は先ほどと同様に票にお触れにならないようお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（伊藤公一君） ただいま事務局から結果報告が届きましたので、発表申し上げます。投票総数でございますが、51票ということでございますので、過半数ですから、26票以上あればよろしいということになります。日本臨床歯周病学会、賛成48票、反対3票、日本歯内療法学会、賛成47票、反対4票、日本接着歯学会、賛成48票、反対3票、日本歯科審美学会、賛成47票、反対4票、日本有病者歯科医療学会、賛成49票、反対2票、日本口腔感染症学会、賛成50票、反対1票、日本レーザー歯学会、賛成51票、満票です。日本歯科心身医学会、賛成49票、反対2票、日本顎口腔機能学会、賛成47票、反対4票、日本歯科東洋医学会、賛成42票、反対9票でございます。

したがって、第4号議案 認定分科会への登録に関する件につきましては、お諮りいたしました10の学会が出席評議員の過半数の賛成を得ました。したがって、日本臨床歯周病学会、日本歯内療法学会、日本接着歯学会、日本歯科審美学会、日本有病者歯科医療学会、日本口腔感染症学会、日本レーザー歯学会、日本歯科心身医学会、日

本顎口腔機能学会、日本歯科東洋医学会の認定分科会への登録が可決確定いたしました。

立会人の方々、大変ご苦労さまでした。お席へどうぞお戻りください。ありがとうございました。

○第5号議案 日本歯科医学会規則の一部改正

○議長（伊藤公一君） 続きまして、第5号議案 日本歯科医学会規則の一部改正を議題といたします。第5号議案 日本歯科医学会規則の一部改正の提案説明を住友総務理事にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○住友総務理事 先ほど本評議員会におきまして、10の学会の認定分科会への登録をご承認いただきましたことを大変ありがたく思っております。第5号議案は、その10の学会を認定分科会として登録するために日本歯科医学会規則の一部を改正するものでございます。お手元の資料9でございますが、これは机上配付、差しかえとなっております。その第5号議案をご覧になってください。

資料に示してありますように、第29条に10学会を登録する条文整備でございまして、2ページ目の資料記載の一号から十号に、今ご承認いただきました10の認定分科会を加えるものでございます。学会の記載番号の順位は少し変わります。それはどういうことかといいますと、順位は賛成得票数の多い順に早い番号にさせていただく。同数の場合は専門分科会資格審査委員会の答申に記載された順位を採用させていただきたいということでございます。したがって、ここに上がっています一から十番の入れかえがございます。そのことをご承認いただきたい。

それからもう1点は、附則に書いてございますが、この規則は、平成19年9月14日から施行し、今年の4月1日から適用する。少々変則でございますが、このようにさせていただきたいということでございます。

この9月14日というのは、日本歯科医師会の代議員会ということで、そこでの承認ということでございます。そして今年の4月1日に遡及し、適用するということでございます。慎重審議のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは、第5号議案 日本歯科医学会規則の一部改正についてのご質問をお受けしたいと思っております。ご質問のある方は挙手願います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。ございませんか。

なければ、ここで質疑を打ち切りまして、採決に入りたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ご異議ないようでございますので、採決いたします。第5号議案 日本歯科医学会規則の一部改正にご賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数。よって、第5号議案 日本歯科医学会規則の一部改正は可決確定いたしました。

○第6号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正

○議長（伊藤公一君） 続きまして、第6号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正を議題といたします。第6号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正の提案説明を住友総務理事をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○住友総務理事 それでは、資料10に基づきまして、第6号議案の提案理由を述べさせていただきます。ここに記載してある文面を読ませていただきます。

認定分科会承認基準の新設にあたっては、本学会の組織基盤をさらに拡充し、その求心力と影響力の強化を図ることを目的とした。さらには、学会組織の質を担保し、活動方針および行動目標を国民に向けて分かりやすく明示することが、本学会の果たす使命である。そこで、本年4月に施行された認定分科会承認基準の制定趣旨を十分に踏まえ、本学会への登録申請の受付及び資格審査等を、迅速かつ的確に処理する必要性から、同承認基準の一部改正を行いたいということでございます。

今回からお認めいただきました認定分科会でございますが、この資料の3ページ目、〔参考〕と書いてあるところをご覧ください。この参考資料を、新旧条文対照表を用いてご説明申し上げます。現行条文が右側でございまして、改正条文、今回提案いたします議案が左でございます。

公示の時期。「毎年度4月1日」というものを「毎年度8月1日に公示する」ということになりまして、この8月1日にもう一度日本歯科医学会認定分科会承認の希望について登録申請の受付の公示をするということになります。

受付の時期ですが、「公示の日から同年8月31日までとする」ということ。今までは4月15日でございます。

それから登録申請学会の審査は、今回認めていただきました10認定分科会の登録の審査は「6月末日」としておりましたが、これからは毎年「11月末日まで」ということになります。

そして登録申請学会の可否につきましては、右側は「7月」、今のこの評議員会でございますが、「登録申請の行われた年度の1月に開催する評議員会に提出する」ということになります。

そして次でございますが、「認定分科会は専門分科会と同時に入会することはできない」ということになります。このところについては後ほどお話を申し上げます。

それから「評議員会において登録を承認された答申学会の学会認定分科会への登録は、評議員会の議決の翌年度4月1日とする」ということで、本年度は今回認めていただきました10認定分科会の登録は今年の4月1日に遡及するということになっております。

が、今年秋11月に審査委員会からいただいて、1月に登録の可否について審議を受ける認定分科会につきましては、来年の4月1日ということになります。ですから、この点が今回の条文改正ということになります。

そして先ほどご質問がございましたが、(3)「認定分科会が専門分科会になった場合は、その日をもって資格を喪失する」という提案でございます。事例で申し上げますと、日本接着歯学会が、認定分科会と、それから専門分科会、両方加入と登録がなされました。したがって、来年の3月31日までこの日本接着歯学会は認定分科会としての登録をしているということになりまして、来年の4月1日から専門分科会に移行するといえますか、認定分科会の資格を喪失し、そして専門分科会に加入ということになります。

「この規則は平成19年8月1日から施行する」という附則を入れさせていただきます。

以上、提案理由の説明でございます。慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。  
○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは、第6号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正についてのご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手願います。

よろしいでしょうか。なければ、ここで質疑を打ち切りまして、採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤公一君） ご異議ないようでございますので、採決いたします。第6号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正にご賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数。よって、第6号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の一部改正は可決確定いたしました。

これで議事はすべて終了いたしました。

## ○ 協 議

○議長（伊藤公一君） 引き続きまして、これより日程8の協議に入ります。まず(1)の会務運営についてでございますが、執行部よりご提案、ご説明願います。

○住友総務理事 会務運営につきまして住友から説明させていただきますが、今回の協議題として会務運営に関するものはございません。以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ただいまの執行部提案に対してご質問はよろしいですか。

なければ、次に移りたいと思います。(2)の診療ガイドラインの作成についてでございますけれども、執行部よりご提案、ご説明願いたいと思いますが、これも住友総務理事でよろしいでしょうか。

○住友総務理事 議長、(2)の診療ガイドラインの作成と、(3)のプロジェクト研究費

の活用について、資料11に基づくものは一括してここで提案理由の説明をさせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（伊藤公一君） ただいまのご提案でよろしいですか。一括で質問等を受けるといことで、よろしく申し上げます。それでは、住友先生、お願いいたします。

○住友総務理事 それでは、診療ガイドライン並びにプロジェクト研究費について提案を申し上げます。といいますか、まだ細かいところが決まっていないものもございしますが、プロジェクト研究費というのを今年度からの事業計画の中に入れております。これにつきまして資料11をご覧ください。先ほど江藤会長から、学術研究委員会のほうにこのプロジェクトテーマの募集をしているという報告がございました。学術研究委員会の委員から各専門分科会にテーマの依頼があるというふうに私たちは認識しておりますが、今回日本歯科医学会から日本歯科医師会の大久保会長あてに以下のようなお願いをいたしました。資料11でございします。「平成19年度プロジェクト研究費公募用テーマについて」ということとございします。この研究費につきましては、先ほどの(2)の診療ガイドライン等に活用するというのもございしますので、その内容をここで読ませていただきます。

「さて、本学会では事業計画の『重点計画—歯科医療への学術的根拠の提供体制の構築』に基づき、歯科医学、医術の進歩発達を歯科医療現場に迅速に導入することを目的とした標記プロジェクト研究事業を企画、実施することといたしました。これは、学術的かつ高度な研究結果を診療報酬改訂時の新技術導入のための診療ガイドライン作成等の一助とすることを主眼としております。本事業の趣旨をご理解いただき、プロジェクト研究テーマについてご提案いただきますようお願い申し上げます」ということとございします。

診療報酬改訂時の新技術導入のための診療ガイドライン作成等、その他診療のマニュアル等につきまして、今後必要とするものについてプロジェクトテーマを提示いたしまして、各専門分科会、また認定分科会が手を挙げていただいて、そして審査のもとにそこで研究を行っていただく。これは複数年にわたる研究も可能であるということとございします。このような提案をさせていただきます。以上です。

○議長（伊藤公一君） ただいま執行部の住友総務理事から、(2)診療ガイドラインの作成について及び(3)プロジェクト研究費の活用についての提案がございました。ご質問を受けたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○住友総務理事 議長、追加をよろしいですか。

○議長（伊藤公一君） どうぞ。

○住友総務理事 これは専門分科会並びに認定分科会へのテーマ提示ということとございしますが、先ほどお話ししました日本歯科医師会の代議員会が9月14日に開催されま

す。したがって、この応募方法等につきましては、9月14日以降、各専門分科会、認定分科会に行き渡るようにいたしたいというふうに思っております。ですから、詳細は9月14日以降というふうにご確認をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤公一君） ただいま追加説明がございましたけれども、それでよろしいですか。

それでは、続きまして、(4)の診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業への協力について、執行部よりご提案、ご説明をお願いいたします。

○住友総務理事 住友が提案理由の説明をいたしますが、この件につきまして、日本歯科医学会は「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における歯科評価総括委員会というのを設けております。その委員会の委員であります鶴見大学の佐藤慶太先生に追加説明を後ほどしていただきたいということをご許可いただきたいんですが。

○議長（伊藤公一君） ただいまのご提案でございますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、佐藤慶太委員。

○住友総務理事 まず最初にご説明申し上げます。先ほどお話をしました「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における歯科評価総括委員会というのを、日本歯科医学会に設立いたしました。この内容につきましては、日本内科学会ですと詰めてまいりまして、歯科からも評価委員等がもう既に協力しております。したがって、この事業についての周知徹底を図るということでございまして、その提案でございます。この内容につきましては、先ほどお願い申し上げました委員の佐藤慶太先生から詳細な説明をするということになっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（伊藤公一君） それでは、佐藤委員、よろしく願いいたします。

○佐藤「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における歯科評価総括委員会委員 ご指名、ご許可をありがとうございます。佐藤でございます。よろしく願いいたします。

いま住友先生よりご説明がございましたけれども、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」ということでございますが、これは厚生労働省が平成16年に診療関連死、これは判然たる医療事故ではなくて、医療行為が何らかの関係しているけれども、直接的な因果が不明な状態の患者死亡の状態。この客観的評価機構の設立に向けた試行的事業の立ち上げを企画し、平成17年9月より日本医学会19学会と日本歯科医学会が参加する厚生労働科学研究として事業がスタートされております。つまり我が国における各診療域のスペシャリティーが集結した形になっておりまして、歯科診療領域は日本歯科医学会が担当するというのでございまして、医科と同様に大変な重責にあるということでございます。現在まで56例が評価対象となっておりますが、既に歯科事例が1例発生いたしております。もう評価が終わっております。

こちらはお配りしておりますA4のポスターでございますけれども、日本医学会19学会にサブスペシャリティーを加えて30幾つあるかと思いますが、ここに日本歯科医学会のロゴが確認できると思います。右側の真ん中あたりでございます。このように参加いたしております。

次にこの事業の詳細ということでございますけれども、時間の都合もございますので、申しわけございませんが、先生方にお配りしております白地に緑の冊子のほうに詳細が記してございますので、ご一読いただければというふうに思います。私のほうからはこの事業の概説を、資料を使いましてご説明申し上げたいと思います。

まず資料の中のモデル事業の概要という見取り図のようなフローのものでありますけれども、こちらをご覧ください。このモデル事業は、法的な強制力を持つ司法解剖などと違って、承諾制をもって解剖などを中心として分析するものでございます。したがって、この図のように、医療機関は患者遺族から同意を取り付けて、そしてモデル事業のほうにそれを依頼するというところでございます。

モデル事業の対象地域というのがありまして、この地域の受付には総合調整医が態勢をとっております。地域のご紹介は別添の資料にございますので、こちらのほうをご確認ください。ざっと読み上げます。札幌、茨城、東京、新潟、愛知、大阪、兵庫、そして昨秋末より福岡がスタートいたしました。その点に関しましては、日歯のほうに医政局から通知文が来ております。そちらのほうもご確認ください。

事業の概要のほうに戻ります。そして総合調整医がその事案の性質などを考慮して、その性質にかなうものは受け付けるということであります。例えば判然たる医療過誤は対象外であり、あるいは関係医療機関すべてから承諾をとっていないようなもの、例えば歯科事例ですと、一般の歯科医院が事例の発生に関与する医療行為があったとしても、死亡確認をした医療機関というのは別にあるわけですので、こういった形ですべての関係医療機関から承諾をとっているとか、そういったような規定が細かくございます。それにかなうものがここに入ってくるということでもあります。

次に解剖に移りますけれども、解剖の担当は病理医、また法医ということでありまして、ここに臨床立会医という、当該医療行為にかかわるとするか、当該医療行為の専門家である第三者の医師あるいは歯科医師が解剖作業に加わります。これは日本歯科医学会のほうで各関係学会あるいは解剖協力施設などに属する診療科のほうに、立会医、そして後に法律を出しますけれども、評価医も協力依頼をということを出してありまして、一たん歯科医学会のほうで名簿を取りまとめて、そしてモデル事業中央事務局（内科学会）のほうに登録しております。そういう形などをとりまして、立会医がそこに参加していく。立会医の役割は、医療記録などを閲覧しながら、当該医療に関する一般的な見解というものを解剖者に与えていくということでありまして、解剖者が必ずしも当該医

療の専門家ではないわけですので、そういった意味で知識の補充をしていくということでありまして、こういう部分も司法解剖と大きく違うところでもあります。

次に、解剖が終わりますと、解剖結果報告書を取りまとめますが、これをもとにして評価医が客観評価に入ります。このとき地域評価委員会というものが設けられますけれども、この評価医の派遣につきましても、このフローのとおり、先ほどご説明申し上げましたが、日本歯科医学会のほうから取りまとめてやっております。評価委員会の構成であります、例えば歯科事例であったとしても、耳鼻咽喉科や形成外科のように隣接する専門家の方から構成され、また必ず法律家の方が入ることになっております。評価が終わりますと、評価結果報告書というものが最終的に完成いたしまして、これは患者遺族と医療機関にフィードバックされます。この点も司法解剖と大きく違うところでして、司法解剖は捜査上の秘密事項が非常にガチガチにかかりますけれども、こちらの事業のほうでは、医療安全の普及というものが目的でございますので、これは遺族、そして医療機関にフィードバックし、役立てていただく。仮にこの評価結果報告書が後の民事訴訟などを惹起するような結果となってしまった場合でも、それは想定の中でありまして、既に有機的な協議が行われた結果のものであるので、そういった裁判にも役立ててほしいというような趣旨でございます。また、評価が終わったものは、このモデル事業のウェブサイト、解説書の一番下でございます。匿名化されてパブリケーションされることになっておりまして、既に歯科事例のほうもここからダウンロードできます。すべて匿名化がなされておりますので、もしお時間、ご興味ございましたら、ぜひご覧ください。

そういうのがフローでございまして、お願いと申しますのが、こういった事業、医療安全にかかわる取り組みを、関係学会と申しまししょうか、専門分科会のほうでもなされていらっしゃるというふうに拝察いたしておりますけれども、今後同様の取り組みですとか、あるいはさらなることがございましたら、例えばシンポジウムの開催などにおかれては、ぜひモデル事業をご紹介いただいて、歯科界への周知徹底に関してご協力いただければというふうに思っております。この点を何とぞお願い申し上げます。時間をありがとうございました。以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。ただいまの執行部提案並びに佐藤委員のご説明に対しまして、ご質問をお受けしたいと思っております。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。どなたかいらっしゃいませんか。

よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、(5)のその他でございます。評議員の皆様から何かご提案、ご意見等がございますでしょうか。もしございましたら、挙手を願いたいと思っておりますが、いかがですか。

ご提案等はないようでございます。これをもって、協議を終了いたします。

以上をもちまして、第78回評議員会の全日程の審議はすべて終了いたしました。会議の議事運営に皆様のご協力とご理解を賜りまして、円滑なる議事の進行が図れましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

### ○閉会の辞

○議長（伊藤公一君） それでは、閉会の辞を、井出副会長、よろしく願いいたします。

○井出副会長 長時間にわたりまして慎重ご審議をまことにありがとうございます。特に専門分科会2つの加盟をお認めいただきました。また新たな認定分科会も立ち上がりました。このことはこれからの歯科医療に非常に役に立つことだと思っております。今後とも先生方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。これもちまして、閉会の挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

——午後5時24分閉会——

### 第78回代議員会

議事録署名人 西 卷 明 彦 ⑩

同 仲 佐 善 昭 ⑩